

株式会社マインドシェア
フリーランス・業務受託事業者(個人、法人の一人社長を含む)の
皆様に対する配慮について

当社では、当社が発注する業務委託の受託者であるフリーランスの方の就業環境の整備のため、フリーランスの方が妊娠、出産、育児又は介護と業務を両立できるよう、必要な配慮をしております。

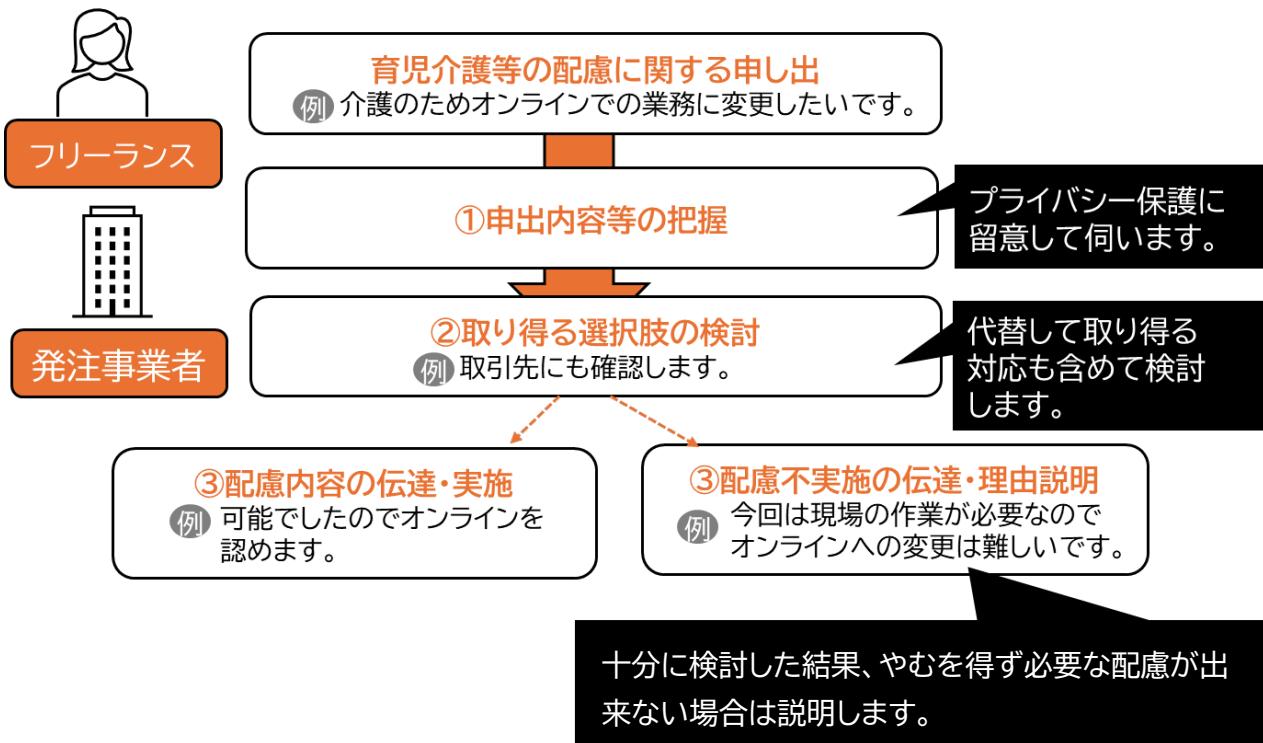
育児	小学校就学前の子が対象。
介護	要介護状態(2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態)にある家族(配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫)の介護が対象。

■具体的な配慮の例

納期やスケジュールの柔軟な調整、打ち合わせのオンライン化、
お子様の送迎時間を考慮するなどの会議時間の調整、業務量の一時的な軽減や分割、
チャットやメールでの連絡を基本とすること

配慮の申出を受けた場合は、以下の通り検討を行いますので、配慮が必要なフリーランスの方は、当社担当者まで口頭、メール、書面にてご相談ください。

担当：管理部 (メール : kanri@mindshare.co.jp)



申出したことや配慮を受けたことのみをもって、不利益な取扱いを受けることはありません。

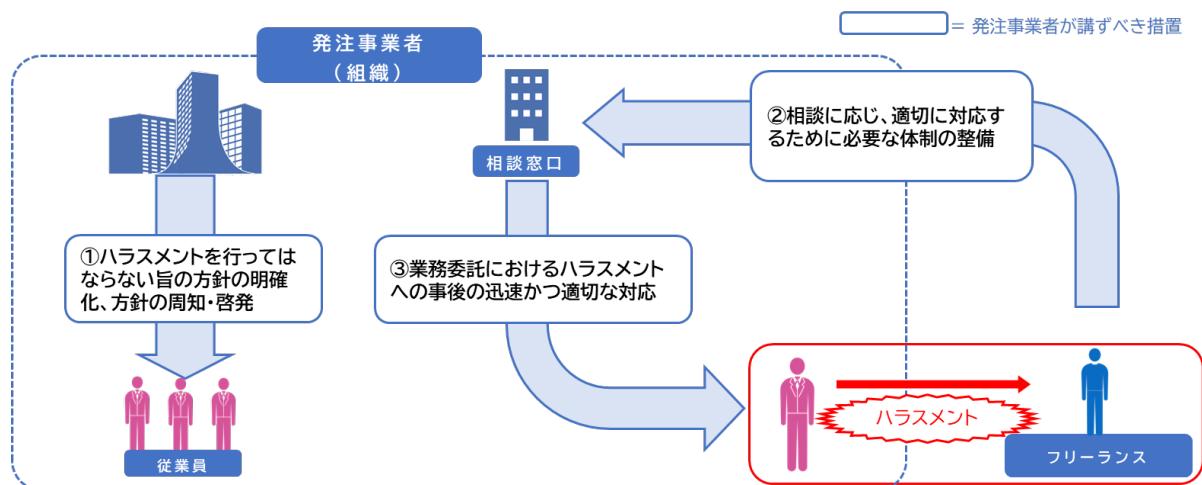
株式会社マインドシェア
フリーランス法に基づくハラスメント相談窓口

当社では、フリーランスの方が安心して働くことができる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」に基づき、ハラスメントに関する相談窓口を設置しております。ハラスメントでお困りの際は、相談窓口にご相談ください。

【相談窓口】 管理部 e-mail : kanri@mindshare.co.jp

- 当社が発注する業務委託の受託者に対する、当社の役員、従業員、その他お仕事をするにあたり関係する方からのハラスメントが対象です。
- 第三者からの通報の場合は、匿名も可能です。
- 寄せられた相談については、相談者の意向を伺った上で対応を検討します。
- 秘密は守ります。ただし、解決のために必要な関係者には、相談者と協議の上で情報を開示することもあります。
- 相談者が不利益な取扱いを受けることはありません。

弊社ではハラスメント対策に係る体制整備を行っています。 ▼概要▼



株式会社マインドシェア
フリーランス法に基づくハラスメント相談窓口

(参考) 業務委託におけるハラスメントのケース

【セクハラ】 セクシュアル ハラスメント	対価型	性的な言動に対するフリーランスの対応により、契約の解除等の不利益を受けること。 (例) フリーランスに対し性的な関係を要求したが拒否されたため、フリーランスとの契約を解除すること。
	環境型	フリーランスの就業環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じること。 (例) 発注事業者の雇用する従業員が、同じ事業所において就業するフリーランスに関する性的な内容の情報を意図的かつ継続的に広めたため、フリーランスが苦痛に感じて仕事が手につかないこと。
【マタハラ】 妊娠・出産等に 関する ハラスメント	状態への 嫌がらせ型	フリーランスが妊娠・出産したこと、つわりなどにより業務を行えないことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。 (例) ・妊娠したことなどを理由として嫌がらせ等をするもの。 ・妊娠したことなどを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの。
	配慮申出等への 嫌がらせ型	フリーランスが妊娠・出産に関して法第13条の配慮の申出をしたことなどに関する言動により就業環境が害されるもの。 (例) ・申出をしないように言うなど、配慮の申出を阻害するもの。 ・配慮を受けたことにより嫌がらせ等をするもの。 ・配慮の申出等のみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを示唆するもの。
【パワハラ】 パワー ハラスメント	定義	業務委託に関して行われる①取引上の優越的な関係を背景とした言動であって、②業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③フリーランスの就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。
	身体的な攻撃 (例)殴打・足蹴りを行うこと。	過大な要求 (例)明確な検収基準を示さずに嫌がらせのためにフリーランスの給付の受領を何度も拒み、やり直しを強要すること。
	精神的な攻撃 (例)契約内容に基づき成果物を納品したにもかかわらず正当な理由なく報酬を支払わないことまたは減額することを、度を越して繰り返し示唆するまたは威圧的に迫ること。	過小な要求 (例)気に入らないフリーランスに対して嫌がらせのために業務委託契約上予定されていた業務や役割を与えないこと。
	人間関係からの切り離し (例)一人のフリーランスに対して、発注事業者の雇用する従業員が集団で無視をし、事業所で孤立させること。	個の侵害 (例)フリーランスを事業所外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。

(出典)

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)パンフレット P.22

<https://www.jftc.go.jp/file/flpamph.pdf>

